

コーポレートガバナンスの状況

当金庫は、総代会、理事会、監事会、会計監査人等による外部牽制・内部牽制体制のもとで、コーポレートガバナンスの体制強化を図り、経営の健全性・適切性の確保に努めています。

また、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を自覚し、当金庫グループは法令・倫理に基づくコンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置づけ、役職員一丸となって取り組んでいます。

飯田信用金庫内部統制基本方針

- 1.当金庫は金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備しております。
- 2.当金庫は理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備しております。
- 3.当金庫は金庫及びその子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備しております。
- 4.当金庫は金庫の理事及びその子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備しております。
- 5.当金庫は金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制を整備しております。
- 6.当金庫はその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しております。
- 7.当金庫は金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制を整備しております。

内部統制基本方針の運用状況の概要

1.当金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

(1)当金庫はグループ全体として法令・倫理に基づく業務活動を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、コンプライアンスマネジメントシステム(以下、「CMS」という)を構築、倫理綱領を定めるとともに、コンプライアンス基準書を策定・変更する等、体制の整備を行っております。また、子会社関連会社を含むCMS委員会にて毎年定期的に会合を行うとともに、所属員に対し毎年CMS教育を行っております。また、所属員のCMS行動基準の遵守状況を定期的に確認しております。

(2)監査部は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について当金庫グループ全体の監査を行い、その結果を常勤役員・常勤監事及び本部各部署に報告するとともに理事会へその最終報告を行い、必要に応じて被監査部門及び関連部署に改善すべき事項の改善を求め、その実施状況を検証しております。

(3)常勤監事は内部統制基本方針の体制及び運用状況について、理事会へ報告を行っております。

2.理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

(1)理事会、常勤役員会の各議事録は、「飯田信用金庫理事会規程」及び「常勤役員会規程」に基づき作成しております。

(2)理事の職務の執行状況に関する情報については、各種会議の議事録、稟議書等が作成され、これらの文書については、常勤理事及び常勤監事が常時閲覧できるよう保存・管理しております。

3.当金庫及びその子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

(1)適正な統合的リスク管理を実現するため、リスク統括規程を制定し、常勤役員が出席する毎月の「ALM委員会」においてリスクの把握・確認に努め、管理方法の改善を図っております。

(2)監査部は、内部監査において当金庫グループ全体の業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握し、適切に管理しているかを検証し、常勤役員及び常勤監事に報告するとともに理事会へその最終報告を行っております。

4.当金庫の理事及びその子法人等の取締役等の職務執行が効率的に行われるための体制の運用状況

(1)当金庫グループ全体の職務執行が効率的に行われるため、子法人等管理部門は四半期毎に財務報告を受けるとともに、毎年定期的にヒアリングを行い必要に応じて理事会及び常勤役員会へ報告しております。

(2)当金庫代表理事の業務執行状況は定例理事会において報告し確認を行っております。

5.当金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員が監事へ報告する体制に関する運用状況

(1)理事及び職員並びにその子法人等の役職員は、当金庫グループ全体に著しい損害を及ぼす事項について、CMS緊急事態対応に準じて速やかに常勤役員または常勤監事に報告を行うこととしております。また上記の報告を行った所属員の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じるよう当金庫グループ全体に周知しております。

6.監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

(1)監事は代表理事と定期的に会合を行い、理事会その他重要な会議へ出席し、当金庫の本支店並びに子法人等の監査を毎年行い代表理事に報告し、必要に応じて代表役員及び関連部署には是正を求めております。

(2)監事は内部監査部門・会計監査人等との連携を通じ、監査が実効的に行われることを確保しております。

7.当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1)当金庫の子法人等の業務の決定及び執行について相互の連携が適正になされるよう、子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の常勤役員が兼務し、子法人等の取締役会に出席しております。

(2)監査部は、子法人等の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し、その結果を定期的に常勤理事及び常勤監事に報告するとともに理事会へその最終報告を行っております。

